

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度(2015年度)から本格的にスタートするにあたり、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

つるぎ町においては、平成22年3月に『つるぎ町次世代育成支援行動計画(後期計画)』を策定し、平成26年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

つるぎ町の策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、つるぎ町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の後継計画的な性格も併せ持つ計画として策定します。

(2) つるぎ町計画体系等における位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「第1次つるぎ町総合振興計画」に則し、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、平成 27～31 年の 5 年間を計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4 計画策定の体制と経緯

(1) 計画の策定体制

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「つるぎ町子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、つるぎ町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成 25 年 10 月に実施しました（11 月 11 日回収分まで受付）。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前子ども用	281 票	124 票	44.1%
小学生用	379 票	161 票	42.5%
合計	660 票	285 票	43.2%

[パブリックコメントの実施]

町民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施します。

(2) 計画策定の経緯

時 期	概 要
平成 25 年 9 月 25 日	平成 25 年度 第 1 回子ども・子育て会議開催 ・子ども・子育て支援法概要、子ども・子育て会議の目的等説明 ・子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査実施内容について審議
平成 25 年 10 月中旬	ニーズ調査実施（11 月 11 日回収分まで受付）
平成 25 年 12 月 17 日	平成 25 年度 第 2 回子ども・子育て会議開催 ・ニーズ調査結果集計速報報告 ・人口推計等町の現状について報告
平成 26 年 2 月 27 日	平成 25 年度 第 3 回子ども・子育て会議開催 ・ニーズ調査最終報告 ・国の子ども・子育て会議等検討状況について報告
平成 26 年 7 月 30 日	平成 26 年度 第 1 回子ども・子育て会議開催 ・子ども・子育て新制度の概要説明 ・計画骨子案、教育・保育提供区域、量の見込み、確保方策、利用定員等について審議 ・基準 3 条例案について審議
平成 26 年 9 月 24 日	平成 26 年度 第 2 回子ども・子育て会議開催 ・計画素案について審議
平成 26 年 12 月 25 日	平成 26 年度 第 3 回子ども・子育て会議開催 ・計画素案について審議
平成 27 年 2 月 2 日 ～ 平成 27 年 2 月 13 日	パブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 19 日	平成 26 年度 第 4 回子ども・子育て会議開催 ・計画原案について審議、パブリックコメントの報告 ・計画概要版について審議